

教育警察常任委員会

付 託 議 案 審 査

- 1 議案第136号「警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例案」について
資料1 警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例案の概要 1 頁
- 2 議案第141号「財産の取得」について
資料2 財産の取得 6 頁

所 管 事 項 調 査

- 1 「『令和 7 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について
資料3 「『令和 7 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答 8 頁
資料4 施策 3 - 1 犯罪に強いまちづくり 9 頁
- 2 犯罪情勢について
資料5 犯罪情勢 13 頁
- 3 犯罪対策について
資料6 犯罪対策 15 頁
- 4 交番・駐在所の建替等整備について
資料7 交番・駐在所の建替等整備 16 頁
- 5 交通安全対策について
資料8 交通安全対策 17 頁
- 6 官民一体となったテロ対策について
資料9 官民一体となったテロ対策 19 頁

令和 7 年 1 0 月 1 5 日
警 察 本 部

警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例の一部改正案の概要

条例改正の趣旨

警察官の被服における様式の統一を図ることを目的として、令和7年4月1日付けで、警察法施行令（昭和29年政令第151号。以下「政令」という。）の一部改正がなされ、「スカート」の規定が廃止されました。

今回、本改正に鑑み、警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例（昭和29年三重県条例第57号。以下「条例」という。）の「スカート」の規定について改正（廃止）することとしているほか、条例が社会情勢に即したものとなるよう、既に運用等がなされていない「被服代料の支給」や、「ショルダーバッグ」といった規定についても改正（廃止）するものです。

1 スカート【廃止】

女性警察官の職域拡大等により、スカートがほぼ使用されていない実態を踏まえ、政令の一部改正がなされ、スカートの規定が廃止されました。

当県警においても、着用頻度等に鑑み、着用及び支給を停止してきたところ、本改正に準じて条例の規定を改正（廃止）するものです。



2 被服代料の支給【廃止】

当県警では、平成22年度まで、制服の着用を要しない特別の勤務に服する者※に対して、被服代料を支給してきましたが、これに係る予算確保等が困難であるといった理由から、平成23年度以降、運用を停止しています。

今後も方針に変更はないほか、社会情勢にもそぐわないと考えられることから、条例の規定を改正（廃止）するものです。

※ 警務部、生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部に配置された警察官、警察署の事件指導官又は生活安全課、生活安全刑事課、刑事課、刑事第一課、刑事第二課及び警備課に配置された警察官（一部除外の所属あり）

3 ショルダーバッグ【廃止】

当県警では、平成6年からショルダーバッグ※を貸与してきましたが、女性警察官の職域拡大等により、ズボンが普及し、スカートがほぼ使用されなくなったことに加え、帯革に貸与品を付けて携帯する形が主流となったことから、ショルダーバッグについても使用されなくなりました（平成22年から貸与なし。）。

今後も、現行の運用が継続され、ショルダーバッグの貸与の必要性は極めて低いと考えられることから、条例の規定を改正（廃止）するものです。

※ 肩掛け式かばんのことで、当時、警棒及び手錠を収納して携帯していた（現状、警棒及び手錠は帯革に付けて携帯している）



4 今後の予定

上程 令和7年9月
施行 令和7年10月

○警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例

昭和二十九年六月三十日三重県条例第五十七号

改正

昭和三二年三月三〇日三重県条例第二〇号

昭和四七年七月七日三重県条例第三四号

昭和五八年三月一八日三重県条例第一一号

平成六年三月二九日三重県条例第二六号

平成六年一〇月一日三重県条例第四五号

平成一四年七月二日三重県条例第五二号

令和七年●月●日三重県条例第●号

警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例を、ここに公布する。

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例

第一条 この条例は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）に基づき、警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 警察官に対し支給する被服（以下「支給品」という。）の品目、員数及び使用期間は次の表のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合には、予算の範囲内において三重県警察本部長（以下「本部長」という。）は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

品目	員数	使用期間
冬帽子	一個	十六月
合帽子	一個	十六月
夏帽子	一個	十六月
冬活動帽子	一個	十六月
合活動帽子	一個	十六月
夏活動帽子	一個	十六月
冬服	一着	十二月
合服	一着	十二月
夏服	一着	四月
冬活動服	一着	十二月

合活動服	一着	十二月
防寒服	一着	三十月
雨衣	一着	三十六月
冬ワイシャツ	一着	四月
合ワイシャツ	一着	四月
冬ネクタイ	一個	四月
合ネクタイ	一個	四月
冬活動ネクタイ	一個	四月
合活動ネクタイ	一個	四月
ベルト	一個	三十六月
手袋	二組	十二月
靴下	二足	四月
長靴	一足	十二月
短靴	一足	十二月

2 前項の規定にかかわらず、勤務の性質により必要がない者に対しては、本部長は、冬活動帽子、合活動帽子、夏活動帽子、冬活動服、合活動服、冬活動ネクタイ又は合活動ネクタイを支給しないことができる。

3 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、第一項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては二着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の支給品の使用期間の計算その他支給品に関し必要な事項は本部長が定める。

第三条 警察官に対し貸与する装備品（以下「貸与品」という。）の品目は次のとおりとし、その員数は各一（階級章及び識別章については、各三）とする。ただし、警視以上の階級にある者その他勤務の性質により必要がない者に対してはその一部を貸与しないことができる。

階級章

識別章

警察手帳

手錠

警笛

警棒

拳銃

帯革

拳銃つりひも

第四条 土地の状況又は勤務の性質により必要がある場合には、予算の範囲内において本部長は警察官に対し前二条に規定する支給品又は貸与品の品目のほか特殊の被服又は装備品を貸与することができる。

第五条 警察官が失職し、退職し、休職を命ぜられ、又は臨時待命を命ぜられ、若しくは承認された場合には、その者は使用期間の満了しない支給品及び貸与品を県に返納しなければならない。警察官が死亡した場合には本部長は使用期間の満了しない支給品及び貸与品を県に返納するための措置を講ずるものとする。

第六条 警察官が使用期間の満了しない支給品又は貸与品の全部又はその一部を滅失し、又は著しく毀損した場合には、代品を支給し、又は貸与するものとする。ただし、その滅失又は毀損が本人の故意又は重大な過失による場合にはその者は滅失し、又は毀損した支給品又は貸与品の代価として品目ごとに本部長の定める額を弁償しなければならない。

附 則

この条例は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和三十二年三月三十日三重県条例第二十号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 警察官の服制及び服装に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）附則第三項の規定により、警察官の服制についてなお従前の例による場合における支給品の支給および貸与品の貸与については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十七年七月七日三重県条例第三十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月十八日三重県条例第十一号）

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二十九日三重県条例第二十六号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年十月一日三重県条例第四十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年七月二日三重県条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定（警察手帳に係る部分に限る。）は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（令和七年●月●日三重県条例第●号）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第141号		財産の取得について		
契 約 の 名 称		三重県警察W A Nシステム端末装置等の購入		
履 行 の 場 所		警察本部警務部情報管理課		
契 約 の 金 額		61,963,000円		
契約の相手方の 住所及び氏名		愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目13番18号　N Sビル 株式会社石川コンピュータ・センター名古屋支社 支社長　西村　隆昌		
契約締結年月日		令和7年8月20日（仮契約日）		
契 約 期 間		三重県議会の議決日から令和8年1月30日まで		
契 約 内 容 三重県警察W A Nシステム端末装置及びインターネット端末装置の購入・更新による機器の調達を行うもの。 購入機器 ・　三重県警察W A Nシステム端末装置　500式 ・　インターネット端末装置　18式				
契 約 の 方 法		一般競争入札		
入札方法	年月日	令和7年7月3日	価　　格	最低　56,330,000　円
	業者数	3　者		最高　78,043,400　円
	回　数	1　回	摘　　要	

議案第141号

財 産 の 取 得 に つ い て

県有財産として、次のとおり取得するものとする。

令和7年9月25日提出

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1	種 目 及 び 数 量	三重県警察WANシステム端末装置等	518式
		【内訳】	
		三重県警察WANシステム端末装置	500式
		インターネット端末装置	18式
2	機 種	ノート型パソコン	
3	金 額	61,963,000円	
4	相 手 方 住 所 氏 名	愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目13番18号	NSビル
		株式会社石川コンピュータ・センター名古屋支社	
		支社長	西 村 隆 昌

提案理由

三重県警察WANシステム端末装置等の購入については、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

「『令和7年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【教育警察常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答(案)
3-1	犯罪に強いまちづくり	警察本部	県政レポートは、県民の皆様に対し県の取組をわかりやすく伝えるものである。総合評価がCとなっているが、犯罪に強いまちづくりを目指すにあたり、様々な県民が関わり、一定の成果を出しているのだから、自分たちも犯罪防止に役立っている成果が実感できるよう、記載の仕方を工夫されたい。	県民の皆様への犯罪抑止への関わりについて、例えば特殊詐欺の未然防止事例の報道発表やSNSなどあらゆるツールを通じて、その都度お知らせするなど、引き続きその成果を実感していただけるよう取り組んでいきます。また、御指摘いただいた成果の書きぶりについては、令和7年版県政レポートに反映いたしました。来年度以降の県政レポートは、この点に配慮した記載となるよう検討いたします。
			海外を拠点とするような国際的な詐欺のニュースを耳にするが、三重県だけで解決できるものではないので、広域連携を進め、青少年を犯罪に巻き込まないという観点からも、引き続き犯罪防止に取り組まれない。	匿名・流動型犯罪グループや、海外を拠点とする犯罪グループによる組織犯罪に対処するため、令和6年4月からは、「特殊詐欺連合捜査班（T A I T）」を中心に全国警察と連携した捜査を進めています。さらに、本年10月からは、警視庁に人員を一元的に集約し、捜査を進める予定です。 また、特殊詐欺等の被害防止のための広報啓発活動だけでなく、青少年が闇バイト等の犯罪に加担しないための広報啓発活動にも努めていきます。
			全国的に、犯罪対策にA I、D Xを取り入れていると思うが、他県の好事例も取り入れながら、犯罪抑止に取り組まれない。	犯罪対策については、全国における好事例の把握に努め、有用なものは、県警察として必要性などを検討しつつ、積極的に取り入れていきたいと考えています。

施策3-1 犯罪に強いまちづくり

(主担当部局：警察本部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するため、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組や、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙、これら警察活動を支える基盤の強化が推進されています。また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
C	市町や地域住民、防犯ボランティア団体などと連携した犯罪防止対策等に取り組みましたが、刑法犯認知件数は令和4年以降3年連続で増加し、特に、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺*の認知件数、被害額が令和5年と比べて著しく増加するなど、犯罪情勢は極めて深刻な状況にあります。 県民の皆さんが安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、より一層犯罪防止や犯罪の早期検挙に向けた活動を強化していく必要があります。 一方、犯罪被害者等支援については、支援従事者への研修を、目標を上回る参加者を得て開催するなど、適切かつきめ細かな支援の提供に向けて取組が進みました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・児童虐待やDV*の被害を受けるおそれのある母子への支援のため、緊急通報装置の貸出を実施しました。また、被害聴取時における子どもの心理的負担の軽減等を図るため、司法面接に関する職員対象の研修を実施しました。
- ・通学路等における子どもの安全確保のため、学校、自治体及びボランティア等と連携した見守り活動に取り組みしました。
- ・犯罪の起きにくい社会の実現に向け、犯罪の未然防止に有効な街頭防犯カメラの設置に向けた取組を推進するとともに、地域住民や事業者等に対する防犯情報の提供や防犯ボランティア団体に対する支援を行うなど、関係機関・団体等と連携した地域の防犯力の向上に取り組みしました。
- ・SNS型投資・ロマンス詐欺などのSNS等に起因する犯罪や特殊詐欺の被害防止に資する講話・寸劇、自動通話録音警告機の無償貸出事業等の防犯対策を実施したほか、ターゲティング広告*を活用した防犯情報の発信など広報啓発活動を展開し、良好な治安の確保に向けた取組を推進しました。
- ・金融機関、コンビニエンスストア事業者等の協力を得て、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害に遭っている可能性がある方に対する声掛けや警察への通報を依頼するなど、被害の未然防止に取り組みました(令和6年中 阻止件数201件、阻止金額約2億3,450万円)。
- ・第44回全国豊かな海づくり大会の開催を見据え、部隊の対処能力向上などの警察による取組はもとより、大規模集客施設や関係機関等と連携したテロ対策合同訓練を実施するなど、官民一体となったテロ対策を推進しました。

- ・関係機関と連携し、新たに安全・安心まちづくり地域リーダーを13名養成し、フォローアップ講座を開催しました。また、「安全・安心まちづくりフォーラム」を開催し、地域の取組事例を共有することにより、防犯ボランティアの活動向上に取り組みました(77名参加)。加えて、安全で安心な地域づくりを推進するため、令和5年度から運用を開始した「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」では、令和6年度は新たに37事業者を登録しました(登録事業者:累計428事業者)。

- ・匿名・流動型犯罪グループによる強盗等事件が全国的に多発している情勢を踏まえ、犯罪の防止・抑止を目的とした防犯カメラ設置に対して補助を行う市町を支援するため、防犯カメラ設置事業補助制度を創設し、5市町に補助を行いました。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・サイバー空間における脅威に的確に対応するため、捜査員の育成を図ったほか、情報技術に係る解析環境を高度化するなど、対処能力の向上に取り組みました。

- ・犯罪を早期に検挙するため、高度AI*画像分析システムによる防犯カメラ画像等の分析、増設した車両捜査支援システムによる犯行車両等の発見など、科学技術を活用した捜査を進めました。

- ・事件・事故等発生直後の110番通報に即応するため、高度化した通信指令システムを有効活用して迅速・的確な通信指令を推進し、初動警察活動の更なる強化に取り組みました。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・老朽化や狭隘化*した警察署を計画的に整備するため、昨年に引き続き大台警察署の建替整備、尾鷲警察署の改修工事等を進め完成させたほか、伊賀警察署の建替整備に係る基本計画を策定しました。また、鑑定環境の改善と高度化・効率化を図るため、科学捜査研究所庁舎の整備事業を進めました。

- ・老朽化した交番・駐在所においては、構造面の不具合や、相談室がなく来訪者のプライバシーが確保できないなど機能面の不備等も認められることから、計画的な建替整備等に取り組みました。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、速やかに三重県犯罪被害者等見舞金を給付(13件、180万円)したほか、時効による加害者への損害賠償請求権の消滅を防ぐ手続きに要する費用の一部を補助し、犯罪被害者等の経済的負担を軽減する「犯罪被害者等再提訴費用助成金制度」を創設しました。また、犯罪被害者等が地域による不均衡なく支援を受けられるよう、国に対し、地方自治体が実施する犯罪被害者等支援の取組に対する財政支援を行うことを要望しました。

- ・犯罪被害者等の状況に応じた支援を適切に行うため、ブロック別会議(6回開催)や支援従事者向け研修会等(2回開催、111名参加)を開催し、関係機関相互の顔の見える関係づくり、支援従事者の育成および総合的な犯罪被害者等への支援体制の整備等に取り組みました。また、犯罪被害者等が置かれている状況等について県民の皆さんの理解を深めるため、各種イベントの機会を通じた広報啓発に取り組むとともに、「犯罪被害を考える県民の集い」を開催しました(11月開催)。

- ・犯罪被害者等のニーズに即した支援が行えるよう、警察庁や日本臨床心理士会等が主催する研修会(年間6回)に参加し、専門的な知識の向上を図りました。また、性犯罪被害相談電話(＃8103)を幅広く県民に周知するため、県立高等学校の協力を得て製作したオリジナル広報用キャラクターの立体造形やバックボード等を活用し、幅広い広報啓発活動に取り組みました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
刑法犯認知件数						①②③	
—	6, 900 件 未 満	6, 300 件 未 満	5, 800 件 未 満	53. 1%	5, 400 件 未 満	5, 000 件 未 満	d
7, 410 件	7, 647 件	9, 955 件	10, 933 件		—	—	
特殊詐欺認知件数						①②③	
—	107 件未 満	104 件未 満	101 件未 満	27. 5%	98 件未 満	95 件未 満	d
110 件	142 件	274 件	367 件		—	—	
重要犯罪の検挙率						②③	
—	95%以上	95%以上	95%以上	81. 6%	95%以上	95%以上	c
89. 7%	98. 9%	77. 6%	77. 5%		—	—	
犯罪被害者等支援従事者数(累計)						④	
—	257 人	337 人	417 人	209. 4%	497 人	577 人	a
177 人	264 人	364 人	475 人		—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・SNS等に起因する犯罪や特殊詐欺の被害が深刻な情勢にあるため、情報発信力を強化し、ターゲティング広告やだましの手口を題材にした演劇等、被害に遭いやすい層に対する直接的で訴求力のある注意喚起を実施し、警戒心・抵抗力の向上を図ります。また、金融機関、コンビニエンスストア事業者と連携し、「声掛け支援シート」の活用や声掛け訓練等の水際対策に取り組めます。
- ・犯罪実行者募集情報により犯罪の実行者が生まれることを防ぐため、各種媒体による広報啓発、少年をアルバイト感覚で加担させないための非行防止教室、サイバー防犯ボランティアと連携したサイバーパトロール等を通じた警告・注意喚起活動に取り組めます。
- ・増加する犯罪の防止、事件事故の早期解決及び県民の安心感の醸成を図るため、必要性の高い場所への街頭防犯カメラの設置を進めるほか、市町と連携し、防犯カメラをはじめとする防犯機器の普及促進など犯罪防止に向けた取組を推進します。
- ・依然として予断を許さないテロ情勢の中、第44回全国豊かな海づくり大会等の大規模行事が予定されていることから、引き続き警備諸対策を推進するとともに、テロの未然防止に向け、県民の皆さんの理解と協力の下、官民一体となったテロ対策を推進します。
- ・安全で安心な地域づくりを促進するため、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」の登録事業者数の増加を図ります。また、引き続き、地域の自主防犯活動の活性化に向け講座の実施やフォーラムの開催、SNS等を生かした広報活動により、県民の皆さんの防

犯意識の向上と関係者の連携強化を図ります。 ・引き続き、防犯カメラ設置に対して補助を行う市町に対し、防犯カメラ設置事業補助制度による支援を行います。
② 犯罪の早期検挙のための活動強化 ・社会情勢の変化に立ち後れることなく、サイバー空間における脅威に的確に対処するため、引き続き、職員の育成を推進するとともに、情報技術に係る解析環境を一層高度化するなど、対処能力の向上を図ります。 ・防犯カメラ画像等の分析を行う高度AI画像分析システムを拡充し、捜査支援分析力の一層の強化に取り組みます。
③ 警察活動を支える基盤の強化 ・地域の治安維持、災害警備活動の拠点となる警察施設の適正な維持管理を図るため、老朽化した警察署、交番及び駐在所の建て替えと長寿命化を計画的に進めます。
④ 犯罪被害者等支援の充実 ・三重県犯罪被害者等見舞金を引き続き給付するとともに、加害者に対する損害賠償請求権の確実な行使に向けた支援を行うことで、経済的負担の軽減など、犯罪被害者等の適切な支援に取り組みます。また、犯罪被害者等が地域を問わず、必要な支援を等しく受けられるよう、引き続き、国に対し、地方自治体が実施する犯罪被害者等支援の取組に対する財政支援を行うことを要望します。 ・総合的な支援体制を整備するため、関係機関の連携強化に取り組むとともに、支援従事者向け研修会等の開催を通して、支援従事者の増加及び質的向上を図ります。また、県民の皆さんの犯罪被害者等への一層の理解促進を図るため、犯罪被害を考える週間をはじめ、「犯罪被害を考える県民の集い」の開催など、様々な機会を通じて広報啓発に取り組みます。 ・犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向け、警察本部のカウンセラーによる支援を継続して推進するとともに、犯罪被害者等が抱える経済的負担の軽減などを図るため、引き続き犯罪被害者支援制度の効果的な運用に取り組みます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度
予算額等	3,976	4,197	7,809	6,836
概算人件費	16,953	16,806	17,302	—
(配置人員)	(1,905 人)	(1,905 人)	(1,907 人)	—

犯罪情勢

1 刑法犯

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7.8	前年同期比
認知件数	15,178	14,112	13,346	11,247	10,322	8,560	7,410	7,647	9,955	10,933	6,943	-465
検挙件数	4,865	4,557	5,717	4,964	3,829	3,591	3,421	2,953	3,810	3,626	2,626	410
検挙人員	2,278	2,159	2,193	2,210	1,938	1,863	1,846	1,796	2,116	2,397	1,359	-105
検挙率	32.1%	32.3%	42.8%	44.1%	37.1%	42.0%	46.2%	38.6%	38.3%	33.2%	37.8%	7.9P

- 窃盗犯の検挙によって検挙件数が増加
- 太陽光発電施設の金属ケーブル対象の窃盗を含む金属盗、空き家対象の侵入窃盗を数多く検挙

2 重要犯罪

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7.8	前年同期比
認知件数	91	98	85	98	77	71	97	93	116	120	97	18
検挙件数	74	95	80	85	73	71	87	92	90	93	89	29
検挙人員	60	64	59	61	70	70	72	78	82	92	73	18
検挙率	81.3%	96.9%	94.1%	86.7%	94.8%	100.0%	89.7%	98.9%	77.6%	77.5%	91.8%	15.9P

- 殺人、強盗、不同意性交等の着実な検挙によって検挙率が向上

* 重要犯罪とは、殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいいます。

3 重要窃盗犯

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7.8	前年同期比
認知件数	2,085	1,947	1,681	1,197	1,268	1,015	750	840	1,329	1,291	922	38
検挙件数	1,287	1,068	1,412	997	924	609	690	324	763	500	486	210
検挙人員	130	146	111	85	104	82	94	87	89	82	43	-13
検挙率	61.7%	54.9%	84.0%	83.3%	72.9%	60.0%	92.0%	38.6%	57.4%	38.7%	52.7%	21.5P

- 検挙件数の約 9 割が侵入窃盗（約 7 割の増加）

* 重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいいます。

4 特殊詐欺

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7.8	前年同期比
認知件数	126	164	205	107	79	122	110	142	274	367	322	116
被害金額(約一万円)	59,280	51,960	30,550	38,960	11,840	42,820	19,250	37,630	70,760	120,000	115,710	69,000
検挙件数	32	18	29	63	34	100	37	39	45	57	38	3
検挙人員	15	17	14	19	17	27	17	18	15	24	7	-7

○ オレオレ詐欺の被害が非常に大きい（140件、約8億6,550万円）

* 特殊詐欺とは、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗をいいます。

5 SNS型投資・ロマンス詐欺

	R5	R6	R7.8	前年同期比
認知件数	119	299	226	6
うち投資	113	172	137	-1
うちロマンス	6	127	89	7
被害金額(約一万円)	115,970	266,960	222,970	14,280
うち投資	115,230	172,540	136,260	-14,940
うちロマンス	740	94,430	86,710	29,230
検挙件数	11	16	15	3
検挙人員	5	3	2	-1

○ 被害額が甚大

* SNS型投資・ロマンス詐欺とは、SNS等を通じて、対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により金銭等をだまし取る詐欺をいいます。

* R5は集計方法が異なるため参考数値です。

6 薬物犯罪

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7.8	前年同期比
検挙人員	143	129	117	112	115	115	106	74	92	93	69	6
うち覚醒剤	128	106	99	84	85	79	77	47	63	62	45	-1
うち大麻	7	18	16	28	30	31	24	22	29	25	17	3
うちその他	8	5	2	0	0	5	5	5	0	6	7	4

○ 大麻取締法違反で検挙した被疑者のうち20歳代が最多

* その他とは、「麻薬及び向精神薬取締法違反（大麻事犯を除く。）」、「あへん法違反」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反」をいいます。

犯罪対策

1 警察官等をかたるオレオレ詐欺（ニセ警察詐欺）の被害状況

(1) 被害状況

	令和7年8月末		前年同期比	
	件数	被害額	件数	被害額
特 殊 詐 欺	322件	約11億5,710万円	+116件	+約6億9,000万円
うちオレオレ詐欺	140件 (43.5%)	約8億6,550万円	+99件	+約6億1,410万円
うちニセ警察詐欺	110件 (34.2%)	約7億200万円	+94件	+約5億3,640万円

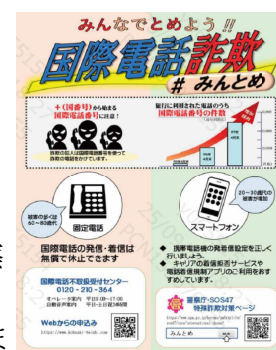
※R7.8中の(%)については、特殊詐欺に占める割合

(2) 特徴

- ・ 20歳代から80歳代まで幅広い年齢層で被害が発生
- ・ 国際電話番号からの電話が多い（番号頭に「+」）

(3) 手口

- ・ 警察官等をかたる者から、「口座が犯罪で使われている」と電話があったり、事業者等を装って「未納料金がある」等と電話があった後に警察官役に交代したりする
- ・ LINEメッセージやビデオ通話に移行し、偽の警察手帳や逮捕状を見せ、警察官と信じ込ませて不安を煽る
- ・ ATMやインターネットバンキングで現金を振り込ませたり、暗号資産を送信させるなどしてだまし取る



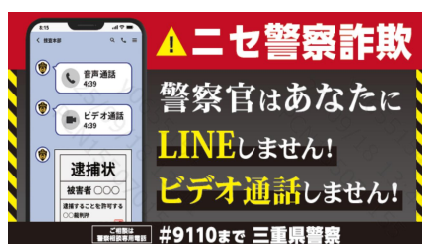
2 被害防止に向けた主な対策

(1) 犯人からの電話を受けないための対策

- ・ 国際電話不取扱受付センターの周知・申込み促進
- ・ 詐欺等対策アプリの利用促進

(2) 様々な機会・媒体を活用した広報啓発活動

- ・ ターゲティング広告の配信
- ・ 三重県バス協会と連携した広報啓発
- ・ デジタルサイネージ、LEDビジョン等による広報啓発
- ・ 三重県知事によるメッセージ動画の配信



【ターゲティング広告】



【バス車内広告】



【ファミリーマートビジョン】



【三重県知事メッセージ動画】

交番・駐在所の建替等整備

1 交番・駐在所の建替等整備（建て替え、長寿命化（リフォーム））

近年、県警察では、老朽化した交番・駐在所の整備を推進しており、

- 令和2年度 9施設（建て替え）
- 令和3年度 7施設（建て替え）
- 令和4年度 6施設（建て替え5・新設1）
- 令和5年度 6施設（建て替え3・長寿命化3）
- 令和6年度 6施設（建て替え4・長寿命化2）

の計34施設の建替等整備を行っています。

令和7年4月1日現在、県内には

60交番・128駐在所の計188施設

を設置していますが、その約3割に当たる62施設が耐用年数を超過しており、引き続き、計画的かつ効果的に建替等整備を推進する必要があります。

【構造面の不具合】

- ・ 屋根や庇の破損
- ・ 外壁の剥離や基礎の亀裂
- ・ 床の腐食や土壁の脱落
- ・ 水回りが狭隘

【機能面の不備】

- ・ 来訪者用の駐車場がない。
- ・ 相談室がなく、プライバシーが確保できない。
- ・ 来訪者用のトイレがない。
- ・ スロープが設置されていないなど、高齢者や障害者が利用しにくい。



【伊曾島駐在所（桑名署）】

《令和6年度建て替え 築36年》



【伊曾島駐在所】

《建て替え後》

2 令和7年度の建替等整備事業

令和7年度は5施設の建替整備、3施設の長寿命化（リフォーム）を進めることとしています。

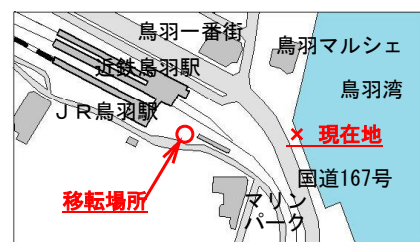
(1) 建替整備

- | | | |
|-----|-------------------------|-------------|
| 桑名署 | きそさきちよう
木曾岬町駐在所 | たど
多度駐在所 |
| 鳥羽署 | とば
鳥羽駅前交番（2年目） | |
| 尾鷲署 | きいながしま
紀伊長島幹部交番（1年目） | |
| 紀宝署 | いちぎ
市木駐在所 | |

※ 鳥羽駅前交番は、令和7年中に完成予定

(2) 長寿命化（リフォーム）

- | | |
|-------|----------------|
| 四日市南署 | くす
楠交番 |
| 津南署 | しょうだ
庄田駐在所 |
| 鳥羽署 | あごちよう
阿児町交番 |



【鳥羽駅前交番（移転場所）】



【鳥羽駅前交番（建築中）】

交通安全対策

1 令和7年中の県内の交通事故情勢（8月末）

区 分	令和7年8月末	令和6年8月末	前年同期比	令和6年中
人身事故件数	1,650	1,823	-173	2,724
死亡事故	36	28	+8	45
死傷者数	2,027	2,275	-248	3,380
死者	37	28	+9	46
負傷者	1,990	2,247	-257	3,334

○ 交通事故による死者数は37人で、前年同期と比較して9人増加しています。

2 交通安全施設等の適正な維持管理

(1) 交通実態に即した交通規制の実施

変化する道路環境の中で、現場の交通実態に適合しなくなった交通規制を放置すれば、交通事故、交通渋滞及び交通違反を誘発する原因となり得るだけでなく、交通規制全般に対する道路利用者の遵法意識を損なうおそれがあります。

地域の交通実態を把握するとともに、常に点検・見直しを行い、

- 小中学校の統廃合等で利用が低下した横断歩道
- 実勢速度と乖離した最高速度規制
- 住宅街で過度に設置されている一時停止や、優先関係が明確な交差点に設置されている一時停止
- 自転車又は歩行者の交通量が少ない箇所における自転車横断帯
- 同一規制区間内で必要以上に連続設置されている規制標識
- 高齢者、身体障害者等の移動及び施設の利用上の利便性

など、現場の交通実態を鑑みて、交通規制の見直しを推進します。

【交通規制の見直し状況（過去5年間）】

	信号機			最高速度			横断歩道			一時停止			駐車禁止 駐車方法の指定			その他 (通行禁止等)			総合計
	新規	改正	削除	新規	改正	削除	新規	改正	削除	新規	改正	削除	新規	改正	削除	新規	改正	削除	
R6年度	11	0	4	11	3	6	17	20	36	9	7	56	6	11	26	47	36	140	446
R5年度	3	7	11	3	7	7	10	19	29	7	5	88	1	6	24	19	8	151	405
R4年度	4	2	5	5	11	0	15	17	31	8	10	103	0	6	6	17	17	87	344
R3年度	1	0	13	22	8	25	9	49	39	14	4	168	1	8	13	61	35	154	624
R2年度	5	2	13	4	9	5	15	26	22	15	11	21	2	6	4	13	17	63	253
計	24	11	46	45	38	43	66	131	157	53	37	436	10	37	73	157	113	595	2,072

(2) 交通安全施設等の計画的な更新

交通の安全と円滑を図るため、更新基準に基づき信号及び標識の更新、横断歩道等道路標示の塗り替えなどの更新を進めるほか、計画的な点検を実施し、交通安全施設等の適切な維持管理を推進します。

【信号制御機等の更新状況（過去5年間）】

	ストック数	更新状況					更新基準 超過率	R7年度 整備予定
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
信号制御機(基)	3,195	131	170	170	153	154	25.7%	150
信号柱(本)	15,688	40	71	110	113	134	17.9%	120
路側式道路標識(本)	106,122	944	944	1,231	1,116	1,322	47.2%	1,350
横断歩道(本)	17,593	1,988	4,091	3,195	2,271	2,437		2,200

※更新基準超過率は、R7.3末時点のストック数から算出

【信号灯器のLED整備計画】

	LED整備計画（5か年計画）※実績含む					全信号灯器数 (ストック数)
	R6年度実績	R7年度予定	R8年度予定	R9年度予定	R10年度予定	
整備数	3,656	3,000	3,000	3,000	2,071	36,424
整備数（累計）	25,353	28,353	31,353	34,353	36,424	
整備率	69.6%	77.8%	86.1%	94.3%	100.0%	

※整備率はR7.3時点のストック数から算出

3 災害発生時における交通機能の確保

○ 災害に備えた施設整備等

信号機滅灯対策として

- ・自動起動式信号機電源付加装置の整備
- ・交通信号機用可搬式発動発電機の配備
- ・非常用電源接続箱の整備
- ・信号柱の鋼管柱化

を計画的に進めているほか、

- ・信号復旧訓練
- ・先行情報班（オフロード隊）による走行訓練

等の訓練を実施して、有事における対処能力向上を図ってます。



【信号機の傾斜状況（能登半島地震）】



【信号復旧訓練の状況】



【オフロード訓練の状況】

官民一体となったテロ対策

1 テロ対策パートナーシップの概要

- 平成27年10月、伊勢志摩サミット開催（平成28年5月26日・27日）を契機に設立
- 警察本部に設立された県版「テロ対策パートナーシップ推進会議」及び全警察署に設立された地域版「テロ対策パートナーシップ」の延べ598機関が参画（令和7年9月末現在）
- 伊勢志摩サミット終了後は、合同研修会、合同訓練等を実施し、官民が緊密に連携した効果的なテロ対策を推進中

2 パートナーシップの取組状況

(1) 合同研修会等の開催

- 事務局による情勢説明、有識者による講演などを通じた情報共有
- 参画機関の危機管理意識を醸成



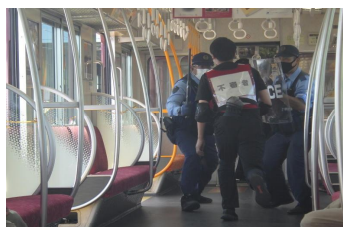
【有識者（大学教授）による講演状況】



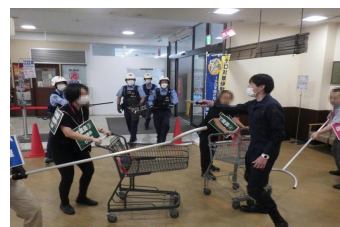
【装備品に関する説明状況】

(2) 合同訓練の実施

- 不審者対応訓練等を通じた対処能力の向上
- 関係機関との連携の深化



【公共交通機関との合同訓練の実施状況】



【大規模集客施設との合同訓練の実施状況】

(3) みテますキープ制度

- モデル事業所（参画機関）がおおむね6か月間にわたり、主体的にテロ対策を推進
- これまでに164事業所が取組に参加（令和7年9月末現在）



【みテますキープ制度の缶バッジ】



【モデル事業所に掲出されるポスター】

3 ローン・オフエンダー対策

- 現実空間及びサイバー空間における情報収集
- 関連情報の一元的な集約と分析
- 爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対する対策